

第160回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策について（諮問）</p> <p>(2) 横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について（諮問）</p> <p>(3) いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 旧上瀬谷通信施設における農業振興策の検討</p> <p>(2) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告 ア 衛生研究所におけるYCAN接続端末統制基盤への移行業務に係る事務委託 イ 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける次期医療情報システム構築業務委託</p> <p>(3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 ア 栄区民意識調査 イ 横浜文化賞贈呈式・記念コンサート招待状作成委託 ウ 平成29年度お客様利用状況調査</p> <p>(4) 委託先個人情報保護管理体制（2件）</p> <p>(5) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（2件）</p> <p>(6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（7件）</p> <p>(7) 個人情報ファイル簿変更届出書（1件）</p> <p>(8) 個人情報ファイル簿兼届出書（4件）</p> <p>(9) 個人情報ファイル簿廃止届出書（3件）</p> <p>(10) 平成29年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（平成29年10月21日～平成29年11月24日）</p> <p>(2) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>平成29年11月29日（水）午後2時00分～午後4時50分</p>
<p>開催場所</p>	<p>関内中央ビル5階特別会議室</p>
<p>出席者</p>	<p>花村会長、加島委員、小嶋委員、清野委員、土井委員、中村委員、糠塚委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>芦澤委員、新田委員</p>
<p>開催形態</p>	<p>案件3のみ非公開（傍聴者なし）</p>
<p>決定事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項(1)～(3)について承認する。 ・報告事項、その他について了承する。
<p>議 事</p>	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第160回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p>

本日は、芦澤委員及び新田委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、7名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いたします。

(花村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。

議事に先立ちまして、事務局からご報告があるようですので、ご説明をお願いします。

(事務局) 本年6月の第156回審議会において、横浜市立大学がお諮りしました「文書・勤怠管理システムの導入について」の案件ですが、システムの構築を進めていたところ、再度検証が必要な状況になったために、勤怠管理システムについては導入を見送ることになりました。

詳しい内容につきましては、業務主管課からご説明いたします。

(所管課) ただいまご説明がありましたとおり、6月28日の審議会にてご審議いただきました、横浜市立大学での文書管理システムと勤怠管理システムの導入についてですが、このうち勤怠管理システムにつきまして、学内で検討した結果、導入を見送ることにしました。このシステム自体は業務の効率化を目的に、6月以降導入に向けて構築作業を事業者との間で進めていきましたが、現時点で、市大で運用するのに十分な機能を確保できないという判断をしました。その理由ですが、3つございます。

1点目は、機能面での課題が解決できないということです。例えば、休暇の振替など勤務上の運用をしていますが、それらが、システムで管理する側にとっても、ユーザー側にとっても、ストレスなく運用できる状況に至っていないということです。標準パッケージを使い、一部カスタマイズして使っていくというのが当初の方針でしたが、作業を進める中で、カスタマイズが必要な部分がほかにもあるということが判明しました。それらをお金をかけてカスタマイズしていくか、それともお金をかけずに何らかの運用の仕方を変えることで、回避できないかという検討をしてきましたが、運用による回避でも、運用する側の業務が増えてしまい、効率化の趣旨に反します。カスタマイズする場合も、最大で760万円ほどの追加費用がかかってくるということも判明しました。さらに追加カスタマイズしたとしても、なお、運用がスムーズに行われない課題が残るということで、機能面での課題が解消できなかったということが一つです。

2点目は、今後バージョンアップをしていく際に多額の費用がかかるということです。追加カスタマイズをしていった場合に、バージョンアップを年1回ないし3回程度行っていくこととなりますが、その度に、カスタマイズした部分を構築し直すという形になると言われ、最大でバージョンアップの度に1,450万円ほどかかるということで、多大な出費になります。

3点目は、作業スケジュールの遅延ということです。1点目の機能面での課題の解決をずっと検討してきたために、作業スケジュールが当初

の予定から大幅に遅れています。当初 12 月を導入予定としていたが、現在、機能面での構築作業が約半分しか終わっておらず、12 月の導入が全く困難で、年度内の導入についても、カスタマイズなどをした場合、導入が難しい状況と判断しました。

以上の 3 点の理由から、今回勤怠管理システムについては、導入を見送ると決定をした次第です。審議会委員の皆様にはお時間をいただき、ご審議いただきましたが、このような結果になりましたこととお詫びしたいと思います。説明は以上です。

(加島委員) 文書管理システムは既に導入されているのですか。

(所管課) 作業は遅れていますが、導入そのものは既定の方針のとおり進めています。

(加島委員) 9 月という予定はずれているのですか。

(所管課) 現在は年明けの予定です。

(加島委員) 勤怠管理システムは今後も全く導入しないのですか。それとも、再度検討するのですか。

(所管課) 現時点では次の計画は具体的に検討していませんが、やはりシステム的な管理や業務効率化については、システム化しないと解決できない部分があると思うので、将来的にはまた検討していきたいと思っています。

(花村会長) 簡単に言うと、経済的な観点から、少し見通しを誤ってしまったということですね。

(所管課) はい。機能面でもう少し精査が必要だったところに甘さがあったと反省しています。

(花村会長) ほかにご質問等がなければ、ご報告いただいた内容で了承するということよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) 了承いたします。

1 会議録の承認

(花村会長) それでは、議事に入ります。

始めに、第 159 回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。

(中村委員) 会議録の 22 ページの上から 15 行目の私の発言で、「法条適用」と書いてあります。私が言おうとしていたのは「法条競合」という言葉でした。ただ、後で考えたところ、「法条競合」という言葉自体が少し間違えていました。「法条競合」というのは、一つの行為が二つの犯罪構成要件に当たるように見えても、実際は一つしか成立しないことです。例えば業務上横領と単純横領、殺人未遂と殺人罪などです。

「法律が重なっている」という意味で「法条競合」と言いましたが、今回この文脈で問題にしていたのは、「市長等特別職職員の守秘義務違反」と、「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で個人情報を提供や盗用したとき」の二つの条文の関係として話していたと思います。そうすると、一つの行為が両方に当たることはあり得るので、両方とも成

立することはあり得ます。ここでは正確には「観念的競合」が恐らく正しい用語だったと思いますので、訂正します。

(花村会長) 用語としては、「観念的競合」が正しいと思いますので、で「観念的競合」に訂正するというごことをお願いいたします。

ほかにご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

では、第 159 回審議会で、報告をいただくことになった案件について、ご説明をお願いします。

(事務局) 第 159 回審議会の案件 4 「市立学校における教育クラウドサービスの利用について」ですが、担当係長よりご説明いたします。

会議録で言うと 14 ページになりますが、教育委員会事務局で審議に諮らせていただいたグーグル社の教育クラウドサービスを利用するという案件において、本来であれば、クラウドを利用する場合、庁内の関係部署と協議した上で、審議会に諮るという手順を踏まなくてはいけなかったのですが、先に審議会に諮ってしまったということで、審議会後に改めて所管課が総務局と協議しました。その結果、特に問題ないということで報告がありました。それともう 1 点ですが、アカウントをいつまで持ち続けるかというお話が出ていたかと思います。その内容について、資料を 1 か所修正させていただきました。その資料を席上に配付していますが、2 枚目の裏面の下のほうに、【電子計算機の結合】の「アカウントについて」というところの 2 行目から下線が引いてあるかと思いますが、この記載を追加いたしました。前回の審議ではアカウントをいつ削除するか明確になっていっていませんでしたが、基本的にアカウントは学校ごとに割り振るということですので、児童生徒・教職員については、学校を転校したり、異動・退職した場合には、その時点でアカウントを削除するということです。その学校にいる間だけ使用するようにするということです。そのため、資料にも追記いたしました。ご報告は以上です。

(花村会長) 土井委員、いかがですか。

(土井委員) アカウントの削除については気にはなっていました。対応ありがとうございました。

(花村会長) それでは、ご報告いただいた内容で承認するというごことよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件 1】マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策について (諮問)

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件 1 「マイナンバーカードの紛失事案に係る再発防止策につ

いて（諮問）」ですが、前回の審議会で、第三者評価委員会に神奈川区戸籍課の実地調査を行っていただくこととなりました。はじめに、実地調査の結果をご報告いただきたいと思います。加島委員長、よろしくお願ひします。

（加島委員長）第三者評価委員会では10月の審議会における諮問を経て、11月9日に神奈川区戸籍課での実地調査を行いました。資料の2（1）「調査の視点」に記載していますが、マイナンバーの保管状況について紛失発覚前と現在の状況の説明を受け、現地を確認しました。

また、マイナンバーカードの取扱状況として、戸籍課の職員やアルバイト間での事務の分担状況等についても、紛失発覚前と現在の状況の説明を受けました。

そして、本件の対応状況に関して、現在考えられる原因や被害者への連絡状況等について、説明を受けました。さらに、職員への研修状況についても説明を受けました。これらの内容は資料の2「調査の結果」（2）の「神奈川区戸籍課のマイナンバーカードの取扱概況」として中間報告に記載しています。

また、今回の調査で、第三者評価委員会の委員から出た意見を2（3）「再発防止策に関する意見」以降に記載しています。一つひとつの意見に関する説明は割愛しますが、神奈川区において、既に再発防止策として実施している対策や、これから実施していく対策は、横浜市の各区がそれぞれの経験や判断を基に実施していくより、共通のルールを作成して、組織的に改善することが望ましいという意見が多くありました。

戸籍課では常勤職員だけでなく、これまで、臨時的任用やアルバイトなど、様々な雇用形態の職員がマイナンバーカードを取り扱う作業に従事していることを踏まえた意見があり、これらを中間報告として審議会に提出します。

また、中間報告には反映していませんが、11月24日に開催した第三者評価委員会では、在庫確認、廃棄確認の方法に関して、中間報告を踏まえ、職員に対する牽制として、より作用するよう具体的な助言がありました。

マイナンバーカードを取り扱うアルバイトは、1、2か月程度の短期雇用では、十分な教育研修の実施が困難であり、一定期間長期雇用することが望ましいという意見がありました。1月にはこれらの意見を反映した報告資料を確定し、同月の審議会で報告します。中間報告は以上です。

（花村会長）その他の内容については、事務局の方から説明をお願いします。

（事務局）お手元の中間報告に沿ってご説明します。再発防止策に関する意見からご説明します。2（3）「再発防止策に関する意見」をご覧ください。委員からはマイナンバーカードの保管について多くのご意見をいただきました。加島委員長からもご説明いただきましたとおり、共通のルールを作成して改善するべきだといったご意見をいただきました。

（ア）「保管方法」につきましては、「使用頻度の低いマイナンバーカードは勤務時間中も施錠管理する。」、「鍵の管理者を明確化し、その都度管

理者の許可を得て鍵を使用する。管理者の不在時は鍵を使用しない。」、「鍵の使用者を記録する。」といったことが重要だというご意見がありました。

神奈川区の戸籍課では鍵の管理方法を見直し、これに合わせてマイナンバーカードの保管場所等を変更しましたが、このような取組はほかの区でも実施する必要があります。これらについて、18区それぞれの現場の考え方で運用されるものではなく、統一的なルールを定めて運用すべきだという意見がありました。

(イ)「定期的な在庫確認」ですが、神奈川区ではマイナンバーカードの在庫確認は行われていませんでした。このことが紛失の発見が遅れ、原因究明が進まない一因となっていました。第三者評価委員会の委員からは、定期的に在庫確認をするべきであるとの意見がありました。また、在庫確認の際には同一の担当者が連続で確認作業に携わる回数は2回を限度とする等、適切な在庫確認が行われるよう18区共通のルールを定めて運用することが望ましいということでした。

(ウ)「作業」では、神奈川区ではほかの職員の目が届かない書庫で作業を行っていました。マイナンバーを取り扱う作業はほかの職員の目が届くよう作業場所を確保し、盗難や紛失防止を図る必要があるという意見がありました。また、作業場所の設定にも統一的なルールを検討されたいという意見がありました。

次に2(3)イ「マイナンバーカードの廃棄について」です。

(ア)「廃棄の実施」ですが、神奈川区では転出や死亡、交付取止め等で廃棄予定になっているマイナンバーカードが廃棄されず保管されていました。しかし、こういったものは悪用される危険があるので、不要になったものは速やかに廃棄を検討されたいという意見がありました。また、一定期間が経過して、申請者が受け取りにこないカードも保管されていましたので、これらについても速やかに廃棄が適当だという意見をいただきました。廃棄自体が一定のリスクを伴う重要な作業なので、18区共通のルールの下に時期を定めて行うべきだといった意見がありました。

(イ)「廃棄の際の確認」ですが、廃棄予定のカードが間違いなく廃棄処分されるように厳格に確認することが重要であり、責任職が1枚1枚確実に廃棄確認を行うことが適当であるといった意見がありました。このような廃棄の際の手続については18区共通ルールで廃棄すべきだといった意見がありました。

(ウ)「研修」について、業務に従事する前に個人情報等の研修を必ず受講させるといった、18区共通ルールが整備されていませんでした。そのため、研修の受講を徹底すべきだといった意見がありました。

また、受講状況の記録についても18区共通ルールがありませんでしたので、受講者名等を記録しておくルールの徹底と記録の整備を検討されたいということでした。

また、アルバイトに対してそれぞれのレベルに応じた研修を何回かに分けて行うなど、理解が深まるよう配慮されたいといった意見がありました。そのほか(エ)情報共有の仕組みを検討すること、(オ)アルバイ

トと常勤職員の分担や業務権限などについて検討し、18区共通基準等を示して運用すること、(カ)個人情報保護を意識した職場風土づくりをすることといった意見がありました。

(ウ)の「被害届の提出について」は、本事案について原因の究明が困難であったことから、被害届の提出まで時間があいてしまいました。そのことについて、第三者評価委員会の中で意見をいただいています。なお、本件については既に被害届は出されていることを補足させていただきます。

(花村会長) 加島委員長から何か補足はありますか。

(加島委員長) アルバイトの雇用に短期雇用と長期雇用があります。短期雇用は、2か月で交代するというシステムです。その人たちに時間をかけて一生懸命研修して、2か月で交代してしまうと、教育もよくできないですし、時間ももったいないです。マイナンバーを取り扱う場合はやはり長期雇用のアルバイトにやらせたほうがいいのではないかという意見がありました。

また、被害届についてですが、マイナンバーカード21枚はまだ見つかっていません。マイナンバーカードは、まだ身分証明書として利用できてしまいます。どこかで悪用されて発覚した場合には、もちろん責任が問われます。マイナンバーカードのもともとの持ち主に重大な損害を与えてしまいます。そのため被害届をきちんと出していただきたいという意見がかなり出ましたので補足させていただきました。

(花村会長) 続いて、庁内のワーキングで検討した再発防止策についての説明を受けた上で、全体としての委員のお考え等を出してもらいたいと思います。

(所管課) 横長の資料をご覧ください。横浜市役所内のワーキングチームで検討した再発防止策です。三つのリスクから分析をしてみました。内部不正行為、誤廃棄、外部侵入による行為の三つのリスクのほか、すべてに共通するリスクから検証しました。

1つ目は、「内部不正行為」です。

管理状況についてですが、「勤務時間中は、アルバイトを含め職員誰もがマイナンバーカードを保管していた書庫に立ち入り可能でした。」「書庫の中で人目にふれない中で単独で作業していました。」「保管管理の手順がありませんでした。」「カードの保管・管理は多くの職員が行っていましたが、誰が実施したのかの記録がありませんでした。」「定期的な保管枚数の確認がされていませんでした。」

続いてそれらに対応するリスク分析ですが、「職員であれば誰でもカードに接触できる状況でした。」「書庫の中での単独の作業でした。」「カード取扱事務の不徹底。」「定期的な在庫管理ができていませんでした。」

再発防止策ですが、「カードを容易に持ち出せないよう保管場所を変更し、鍵付きのキャビネットに保管しています。鍵の管理は課長、係長で限定的に行い、開錠は必要最低限にしています。」これらはすでに実施済みです。また、鍵を使用する際は、「鍵の使用簿の作成をする」ということも実施しています。「作業するときは2人で作業する」、「取扱エリアを制

限する」ということで対応しています。

ただ、カード保管管理の手順書がまだできていないので、12月を目指して作っていきます。管理簿の整備は行っています。執務室内への防犯カメラ設置を検討します。また、保管枚数の定期的な確認をしようということで、神奈川区では12月に1回行いたいと思っています。

2つ目の「誤廃棄」についてです。

管理状況ですが、交付通知から3か月を超えて、受取りのないカードを紙箱から順次、ファイルに移し替えて管理しました。マイナンバーカードは箱でJ-1 i sから送られ、通常はこの箱で管理しています。予約が入ると取り出して交付しています。区から、3か月後までに取りに来てくださいという通知をお送りしています。3か月经っても来ない人は、神奈川区ではファイル形式で保管しています。名刺が入るようなファイルに保管し、お客様に渡すときに一覧にして探しやすいようにとすることで、ファイルに保管する形を取っていました。ファイルにつけている黄色い紙は、カードを特定するためのID番号とお客様の名前を入れて、作業しやすいようにしていました。3か月を超えるものについては、ファイルに保管していました。それまでは紙箱で保管していました。また、保管ファイルの上段については、落下防止のクリップを付けていました。一番上に入れるときに落ちないようにクリップ留めをしていましたが、それでもまだ落ちやすいことがありました。なお、廃棄用カードの保管場所が保管ファイルや紙ケースのほかいくつかありました。

再発防止策についてですが、本事案発生以降、紙ケースからの移し替えは取り止め、紙ケースのまま保管しています。ファイルにはカードが落ちやすいという弱点がありましたので、移し替えはやめています。また、ファイルの方式も見直しが必要ということで、今年の12月までに細長い名刺入れのようなものに移し替えて、ファイル形式はやめようと考えています。また、カード保管場所を1か所に集約し、専用保管場所を指定しました。

3つ目の「外部侵入による行為」です。

管理状況としては、勤務時間外は、区庁舎出入り口は1か所、窓口には用務員が2名いて、そこでチェックを実施しており、職員以外の出入りを原則禁止しています。また、夜間は機械警備に切り替えていますので、外部による侵入はなかなか難しいとは考えています。

再発防止策ですが、夜間出入口の窓口で本人確認、入退庁管理簿の記載を徹底するようにしました。また、休日などに定期清掃の業者が来ることがあるので、個人情報鍵付きの書庫に保管することを12月までに徹底していこうと考えています。

4つ目のすべてに共通することですが、交付予定のカードのうち約8割が交付通知から3か月を過ぎたものです。そのうち9割が通知から6か月過ぎています。また、交付予定のカード以外に、転出、死亡などによる廃棄予定のカードが約2,000枚あります。合計で7,000枚ほど管理しているという状況です。

再発防止策ですが、カードの受け取りに来ない場合の廃棄処分について、総務省から示されたことを受けて、一定期間経過後のカードの廃棄処分について検討しているという状況です。

(花村会長) 第三者評価委員会の中間報告や、庁内ワーキングの再発防止策など種々説明を受けました。ご質問やご意見はありますか。

(土井委員) 総務省から示されたカードの廃棄処分について、具体的にどのように示されたのですか。

(所管課) まずカードの交付のお知らせを送って、それでも受け取りに来ない人に、もう一度受け取りの勧奨をして、「90日経っても受け取りに来ない場合には廃棄処分します」と明示します。その上で受け取りに来なかったら、受け取りに来る意思がないものとして廃棄してよいという内容です。もともとは、「3か月」という要件はあったのですが、「なるべく保管しておくように」という通知が出されていまして。今回そこが変わりました。

(土井委員) 総務省の通知はいつ頃来たのでしょうか。

(事務局) 今回の横浜市の件を受けて、総務省が10月18日付で通知を发出しています。

(小嶋委員) 私も事前にダウンロードして見ていました。10月18日に通知が出ています。「今般、市役所で保管していたマイナンバーカードが多数紛失した事案が判明した」と、国の通知に書いてあります。これは横浜市の事例です。横浜市の事例がこのように国の通知に書かれているのは、驚きでした。所管課からのお話にあったように、「90日間」という期間が示されています。

(土井委員) そのことは、中間報告があった11月9日時点では知らなかったのですか。中間報告にも廃棄について具体的なことが書いてありましたが、総務省の通知のことは知っていたのでしょうか。

(加島委員) 11月9日の時点ではまだ知りませんでした。その後の会議で聞きました。

(事務局) ご説明はしましたが、ただ、「90日経った後に必ず廃棄するように」というような設定はなく、横浜市も「まだ具体的な手続について決定していない」という説明があったので、今回、中間報告には「具体的な手続を設定して廃棄していくことが望ましい」としています。

(土井委員) 通知をある程度把握した上で、横浜市で更に具体的にどうするかというような中間報告であったらよかったですと思います。

(加島委員) そうですね。

(小嶋委員) 先ほどの総務省の通知の中に、対策として、「マイナンバーカードや記載情報の持出しを防ぐために保管庫を利用するときには、私物のカバンや袋、携帯やスマホを持ち込ませないようにし、再度確認を行う。保管庫の施錠時には情報の持ち出しがないか確認を行う。」と出ています。今回の再発防止策ではこういったことは考えていないのですか。

(所管課) 執務室の中に貴重品等を持ち運ぶことはあるかと思いますが、保管庫には基本的には業務中に入るので、カバンを持ち込むこと自体、見て「おかしい」と分かる状況です。そのため、あえて禁止事項にはしていません。

神奈川区の場合、お手元のレイアウトをご覧いただくと、前面が窓口カウンターになっていて、市民から見える場所に書庫があり、その中で作業しています。私物を入れたものをチェックするとなると、ゲートのようなものを通して、中で作業して、帰るときにチェックする形でないと、フローにより制御するというのはなかなか難しいと思います。神奈川区の戸籍課はゲートを設けるような仕様にはなっていません。

神奈川区だけでなく、ほかも同じようなレイアウトだと思います。ゲートを設置するのは難しいと思います。

(小嶋委員) 防犯カメラ等の設置も考えているようなので、その点は防止できると考えているのですね。

(所管課) 神奈川区ではこのレイアウトの真ん中辺りにマイナンバーカードの保管用キャビネットを置きましたので、常に外から見えるところで作業しています。不正を行うことは非常に難しいのかなと考えています。

(花村会長) 防犯カメラの設置はまだ検討中ということですね。

(所管課) そうですね。

(花村会長) いつ頃決まるのですか。

いつ頃決まるかも含めてまだ検討中なのだと思いますが、神奈川区としては 防犯カメラを設置しようという動きが強いのでしょうか。「そこまではどうも」という感じが強いのでしょうか。重要な問題だと思います。

(所管課) 一戸籍課長としては、結論としては防犯カメラは消極的に考えています。

一つは、マイナンバーカードはほかの職員にも見える場所で作業を行っているので、不正が行われる可能性が低いと考えます。

もう一つは、常に不正を防止するためにカメラが回っているのは、職員的心情として気持ちのいいものではないので、ほかの方策で対応できるものであれば対応したいです。

(花村会長) 組織として、又は、横浜市の統一ルールで決めていくことになるのでしょうか、課長の考えは分かりました。

(中村委員) 今回、誤廃棄の可能性もあるかと思います。再発防止策として書かれているのは、どちらかというカードの管理をきちんとしていこうという内容かと思います。廃棄されるものに入ってしまったとすると、ごみ箱などにフタを付けて意図的に入らないようにするようなことは考えていないのですか。カード以外にも重要な書類が同じように誤って入って、確認されずに廃棄されることはあり得ると思います。カードの管理も重要ですが、その廃棄の仕方も重要です。紛失されたものが未だに見つからず、どこかに廃棄されていても確認できない状態というのが一番よくないかなと思います。

私の事務所では、やはり捨ててはいけない書類を誤って捨てることがあるので、今はしばらく置いておき、一定期間何もなければ、それを溶解の箱に入れて業者に溶解してもらいます。ついごみ箱に入れてしまったものがそのまま捨てられないように、一定期間置いておくシステムを取っています。そういうことを考えてもいいかなという気がします。

(所管課) 戸籍課に二つ係があります。戸籍課では1週間ほど保管してお

き、1週間ほど経って何もなければ廃棄という形でやっています。

今回のマイナンバーの登録担当では、日々発生する書類が多く、毎日1枚1枚確認して業務終了後にシュレッダー処理しています。例えば、異動届の書類は5枚くらいの複写式になっていて、ほかの課でも使ってもらえるように書いてもらったりします。使わない書類も多々あります。そういった書類も一つの箱で保管しています。やたらと書類が多いので、1枚1枚丁寧に廃棄しています。

今回、私どもでごみ箱を2種類用意しました。一つの箱は、個人情報が入っている紙で、後でシュレッダーで処理します。マイナンバーを処理するところに置いておくことにしています。一般的なごみ箱はそこには置かないように分けました。個人情報を扱わないものはこの箱に入れ、後で1枚1枚確認しながら廃棄するように意識付けしました。

(中村委員) 机から落ちてたまたま入ってしまうことはないですか。フタが付いているのですか。

(所管課) その箱にはフタは付いてないです。

(中村委員) 今回たまたまそこに入ったのでしょうか。意図的に捨てたとは考えられないので、もしかしたら、たまたま入って誤廃棄されたかもしれません。たまたま入ること自体を避ける方策も必要かと思います。

(所管課) はい。

(清野委員) 第三者評価委員会では、アルバイトの雇用や研修の問題がかなり強調されていると思います。再発防止策では、アルバイトの雇用や研修に関して、具体的な形ではなかなか見えづらいように思われます。手順のマニュアル化は非常に細かくできていると思いますが、在庫確認も含めて作業量が増えると思います。増えるとしてもアルバイトを補充するなり、職員を増やさないと、マニュアルを実施できないのではないかと思います。アルバイトで特にマイナンバーを取り扱う部署で2か月で交代というのはどうなのでしょう。働く人がいるからこそ手順どおり仕事が進みます。一つの課では解決できないのかもしれませんが、逆に当審議会から発信して、アルバイトの処遇や研修についてももう1回確認して考えることはできないのかと思いました。当面の対応について業務が増えると思いますが、どのように考えているのか、市民目線で気になります。

(所管課) 一定時期に在籍している人にだけ研修をしている状況なので、市民局としても今後はアルバイトの雇入時研修で個人情報を扱う研修ができないか検討を進めています。まだ構想のところもあったので資料には反映できていませんが、第三者評価委員会のご意見を見ながらそのようなことができればいいなと考えています。

マイナンバーカードを申請したのに、最初の3か月で受け取りに来ない人が大半を占めているということで、今後定期的に在庫確認をしていくためには、最初の3か月の部分を廃棄するなりして、総量を減らすことも同時に考えていかないといけないかなと思っています。その上で定期的に在庫チェックしないと、人員が必要な作業になってしまいます。まずは総量を減らすような手立てを考えないといけないかと思いま

す。

アルバイト期間が2か月ということではありますが、実際には他区で経験のある人も割りといえるのかなと思います。各区で情報交換し合っている場合もあります。神奈川区では2か月ですけれども、マイナンバー業務は経験があるというような方はいます。せっかく研修を受けたのにもったいないというところはあるかと思います。そこについては今後どのようにしていくか、現在、考えています。

(清野委員) 是非、この再発防止策に反映させて見えるようにしてもらいたいです。

(花村会長) 全国でマイナンバーカードを取り扱っている自治体はたくさんあります。今のところ、21枚がなくなって、誤廃棄なのか不正行為なのか分からないような自治体は唯一だと思います。横浜市ではそういうことがあるとすぐ公表するようになっていきます。ほかの自治体では公表しているかどうかは分かりませんが、これまで聞いていませんよね。

(所管課) インターネットで調べたところ、マイナンバーカード自体を紛失したのは、横浜市の前には1枚と2枚ということで2都市事例がありました。

(花村会長) 被害届を出したということですが、その後の警察の捜査や事情聴取は何かありましたか。

(所管課) 捜査のことはなかなか言えないので申し訳ありません。

(花村会長) 言いにくいということですね。分かりました。

この件について諮問をされているので、審議会から答申を出さないといけません。今後の流れについて事務局からお願いします。

(事務局) 神奈川区の課長から説明があったように、緊急の対策として検討しています。この審議会の答申を受けて、どういった対策を取るか具体的に検討していくことになると思います。3月から4月が繁忙期になってしまうので、その前に取れる対策は取りたいと考えています。逆算しますと、1月の審議会に答申をいただき、2月上旬に市長宛に答申するスケジュールで考えています。したがって、委員の皆さまには大変申し訳ありませんが、本日ご意見をいただき、事務局で答申のたたき台を作成し、12月中に皆さまにお送ります。それについて、メール・電話等でいただいた意見を反映して修正をし、1月31日の審議会で答申案をご提案させていただき、修正を踏まえて決定という段取りです。スケジュール的にそのような形をお願いをできればと思っています。

(花村会長) 委員の皆さんには、事前に送られてくる答申のたたき台をご確認いただき、意見がありましたら事務局にご連絡をいただきたいと思います。ほかになにかございますか。

(事務局) 基本的には、今日の間接報告をベースにして答申を作ろうと考えています。

(小嶋委員) 1点だけよろしいですか。中間報告の2(3)ア(ア)で、「使用頻度の低いマイナンバーカードは、勤務時間中も施錠管理する」とあります。マイナンバーカードに使用頻度の高低があると誤解されがちなので、この表現は変えたほうが良いと思います。

(事務局) はい。

(花村会長) では、どういうふうに変えますか。

(事務局) 例えば、4分に1件ごとにマイナンバーカードを取りに来るような区があります。そのような場合、その都度施錠していたのでは業務にならないので、「使用頻度が低い」というような表現になっていました。表現については考えさせていただきます。

(小嶋委員) マイナンバーカードの保管ファイルがということですか。

(事務局) 保管しているキャビネットの開け閉めを指して、このように言っています。

(小嶋委員) 「マイナンバーカードのキャビネットは」という表現でいいかと思えます。

(花村会長) よろしくをお願いします。

(2) 【案件2】横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について（諮問）

(花村会長) 次に、案件2「横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について（諮問）」のご説明をお願いします。

(事務局) 別冊の資料をご覧ください。

前回の議論を踏まえて、答申案を作成し、事前に送付させていただきました。

本日は、この答申案についてご審議いただければと思います。

詳細については、担当係長より説明します。

(事務局) お手元の答申案をご覧ください。

事前に「案1122」ということでお送りいたしました。この中で網掛けになっている部分が、前回の審議会でお示しした答申案から追加した記載になります。特に網掛けと下線を引いた部分が委員から、ご意見をいただいた部分を反映した箇所になります。いつものように1週間前にお送りしましたが、本日までにメールや電話等では、ご意見はいただいていませんが、特にこの網掛け部分については何かご意見がありましたらいただければと思います。

(花村会長) 前回の議論で、死者の個人情報の問題がありました。清野委員から話があったため、1ページ目の第2の1（1）でそのように記載したのだらうと思います。清野委員は、死者の個人情報も重要だというお考えのように思い、川崎市の例を出されて、川崎市は死者の個人情報を条文上にうたっているとおっしゃっていました。川崎市に聞いてみたところ、確かに死者の個人情報も含まれるという立場ですが、条例上、明確に「死者」ということは書いてはいないと事務局から聞きました。

(事務局) 本市と同じように、川崎市でも個人情報の定義に「生存した」という文言を入れていないということによって死者も含まれる形で運用しているということです。たまたま会議で川崎市の方と一緒にしたので、文言の改正を予定しているかどうかを確認したところ、今のところ、条例上にはっきりと「死者」を明記することは検討していないというこ

とでした。

(花村会長) 清野委員の疑問は、法律には「生存する個人に関する」と条文に書いてあって、横浜市条例にはそれを書いていません。そうすると、反対に「死者の個人情報」は当然含まれる」と解釈されるので、そうだとすれば、死者の個人情報が含まれると明確にしたかどうかという趣旨のお考えであるかと思っていました。

ただ、今回改正する「個人情報の定義」の中では、そこは明確にはしていません。清野委員の意見を聞かせていただければと思います。

(清野委員) 私は、法律の規定がそうなっていますが、定義については自治体で変えていいということなので、死者を含むのであれば、その文言を入れたほうがいいのではないかとというのが基本的な意見です。国の法律が明確にそう規定して、それ以外も自治体の裁量で許すことになっていて、実際に、死者を入れて運用をしようと言っている自治体は多いと聞いています。死者に関しては、自治体のほうが個人情報を持っているので、特に国として決める感じではなかったようです。他自治体の条例がおもてに出てきたら分かると思います。その辺りは様子を見ながら検討してもらえればと思います。

(花村会長) 確かに、死者の個人情報は非常に重要であると、これから叫ばれてくるのだらうと思います。例えば、座間市の9人殺害事件も、被害者の顔写真がテレビで報道されていたりしています。遺族の同意も何も取らずにマスコミが出して、「あれは問題ではないか」という意見もあります。

そのような観点から、「個人情報は死者のものも含む」という横浜市の見解は恐らく、いい方向に向かっているのでしょう。

しかし、「では、死者の個人情報は何代までさかのぼるのか」という話になってくると、結構難しいです。そういうことで、若干あいまいさを残しながら、答申では文言は入れないということでもいいのではと思っていますが、中村委員、いかがですか。

(中村委員) そういうところだらうと思います。

(花村会長) そのほかに何かありますか。

(中村委員) 6ページの3の(1)は、私が問題を提起した部分ですが、下から3行目で、「条文からその適用関係を合理的に解釈することは困難である」と書いてあります。これは表現がきついかと思います。例えば、「条文からはその適用関係が必ずしも明確ではない」くらいにとどめてもらえないでしょうか。

(事務局) はい、分かりました。

先ほどの死者のところは、文言的にはこの案でよろしいでしょうか。

(花村会長) そうですね。文言的にはこの定義でいいという了解を得たことになります。検討していくと、いろいろあるのですが、抜本的に直す機会があるかと思うので、そのときにまた検討するということになるのでしょうか。今回の法が改正されたことよっての条例改正はこの答申でよいかと思います。

それでは、中村委員がおっしゃったところは事実上訂正してもらった

ということで、原案のとおりとしてよろしいですか。細かな文言の修正
は私と事務局にお任せいただく、ということでよろしいですか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

次に案件3の「いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等
における公表について」ですが、本件は個人情報保護の観点から非公開
とする関係上、本日の最後に審議することとしたいと思います。

3 報告事項

(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

旧上瀬谷通信施設における農業振興策の検討

(2) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告

- ア 衛生研究所におけるYCAN接続端末統制基盤への移行業務に係る事務委託
- イ 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける次期医療情報システム
構築業務委託

(3) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

- ア 栄区民意識調査
- イ 横浜文化賞贈呈式・記念コンサート招待状作成委託
- ウ 平成29年度お客様利用状況調査

(4) 委託先個人情報保護管理体制（2件）

(5) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（2件）

(6) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（13件）

(7) 個人情報ファイル簿変更届出書（4件）

(8) 個人情報ファイル簿変更届出書（4件）

(9) 個人情報ファイル簿廃止届出書（3件）

(10) 平成29年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告（平成29年10月21日～平成29年11月24日）

(2) その他

(花村会長) それでは、次に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思
います。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当
係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配付資料により内容をご
確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちで願
いいたします。

追加資料ですが、報告事項（1）から（3）は類型案件の報告です。

（4）は、以前審議した特定健診等の受託者が決まったということで、

委託先個人情報保護管理体制を提出してもらったものです。(6)から(9)は、届出についての報告です。(10)は、半期ごとにご報告している、実施機関内部での個人情報の目的外提供の報告です。

先ほど「個人情報の漏えい事案についてはご確認を」ということでしたが、3件だけ個別に記者発表した案件がありますので、ご説明をさせていただきます。

1件目が、「マイナンバーカードの紛失について」という記者発表資料です。これは旭区生活支援課で発生した案件です。神奈川区の案件を審議中にまたこのような案件が出てしまいました。生活保護の窓口で、お客様が待っている間に職員が預かっていたマイナンバーカード1枚が見つからなくなってしまいました。実際に現在も見つかっていません。

2件目は、経済局の案件で、メールを一斉に送信する際に、BCCではなくTOで送信してしまい、大量のメールアドレスが漏えいしてしまいました。今回139件ということで、数が多いため、個別記者発表となっています。BCCをTOで送ってしまったことによる個人情報の漏えいについては、以前からかなり横浜市で発生しています。総務局で、現在、新しいメールシステムの導入に向けて検討を進めています。

3件目は、市大の案件です。市大の案件は一括公表の対象とならないため、個別公表となっています。市民総合医療センターで正式な手続を取らずに、他病院の医師に個人情報を渡してしまい、渡された民間の医師がそれを紛失してしまいました。二重に事故が重なったものです。

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(糠塚委員) マイナンバーカードの紛失事故ですが、この手続はマイナンバーカードの原本を持ってこなければ、手続ができない決まりになっているのでしょうか。

(事務局) 生活保護の件ですか。

(糠塚委員) 生活保護の件です。私たちはよく「マイナンバーカードをコピーしなさい」という言い方をします。この案件では本人がコピーを持参するというやり方ではなく、必ず原本を持って行くことになっているという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局) 生活保護の申請書にマイナンバーの記載欄があります。マイナンバーを申請書に記載する際の本人確認措置をすることが決められています。必ずしもマイナンバーカードでなくて、ほかの本人確認資料でもいいですが、マイナンバーカードを提示すると身元確認と番号確認を同時にできます。

対面で確認する場合には原本です。一方、郵送の場合はコピーです。

(清野委員) そこに矛盾を感じます。以前、当審議会でも「カードを持って来るように」と言われて持ってきたことがあります。郵送ではコピーでよくて、どうして対面では原本が必要なのでしょう。番号だけでは駄目なのでしょう。

(事務局) 本人確認と、番号が間違っていないかを確認する番号確認の措置が必要です。番号を確認する手段としては、マイナンバーカードか、通知カードか、あるいは、マイナンバー入りの住民票のうちどれかを提示

してもらいます。

生活保護の申請をするとき、本人確認のために、身分証明書として呈示したのではないかと思います。あとは通帳、年金手帳、支払保険の確認をします。

(糠塚委員) 安易に身分証明書を渡してしまい、それを持ってどこかへ行ってコピーを取ること自体に対して今まであまり疑いを抱いていませんでした。本人から受け取ってしまって、離れたところに持って行って何らかの作業をすること自体、慎重でないといけない時代になりつつあるのかなと思います。手続面で工夫はないのかと感じました。

(花村会長) 横浜市民はどのぐらいの割合でマイナンバーカードを申請しているのですか。

(事務局) 約 15 パーセントです。

(加島委員) 9月に 21 枚のマイナンバーカードの紛失があつて、また 11 月に別の区役所で課は違いますが、紛失が起きました。もう少しきちんと徹底してもらいたいです。緊張感がないです。横浜市の区役所全体で、マイナンバーの取扱いに気をつけようと言っているはずですが、それがまた 11 月に起きているので、非常に許せません。第三者評価委員会でも言いましたが、審議会でも改めて発言します。

(花村会長) たるんでいるのですよね。「マイナンバーカードは重大だ」と思っている人が、全員ではないのでしょうかね。

ほかに質問がなければ了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

2 審議事項

- (3) 【案件 3】 いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）（当日の審議は非公開で行ったため、一部文言を削除しています。）

(花村会長) 次に、案件 3「いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表について」の審議に入ります。

本審議会は、情報公開条例で原則公開していますが、本件は非公開にすべきではないかという考えがあります。調査中の事件について触れることになり、そこには漏れてはいけない個人情報も含まれます。

そこで、個人情報保護の観点から、これ以降は非公開といたします。

それでは、ご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件 3 につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(小嶋委員) 公表に伴う公益性と個人情報とのバランスだと思います。この公表版のサンプルに示されたような公表の仕方ですと、一般の人は個人

の識別ができませんが、周辺の生徒や先生にはある程度識別できると思います。その情報がインターネットなどで拡散して、個人情報保護されないことも考えられると思います。このサンプルですと、個人の識別が可能なように思いますが、いかがでしょうか。

(所管課) この答申案の中では、特定人基準を原則としていますが、いじめの行為自体についてはある程度触れないと、何があったのかが分からなくなってしまいます。特定人基準で該当するような個人情報を全く書かないと、背景にあるものをかなり読み違えられてしまうことがあり、それは本意ではありません。

この答申の中では、地域の中で特定人基準で分かるところは、できるだけそうならないように配慮すべきとしています。ただ、同じ学校、同じクラス、当該児童生徒の周辺の人については分かってしまうかもしれません。逆にそこを伏せてしまうと何があったのかが分かりません。いじめ重大事態の再発防止等の目的に対しても少し影響が出てきてしまうので、そこのバランスだと思います。

(小嶋委員) ある程度具体的に書かないとどういう事案か分からないし、あまり具体的に書きすぎても個人情報が保護されなくなってしまいますよね。

(所管課) 児童生徒の教育に関してマイナスになることはあってはならないということが答申案に書いてあります。

(加島委員) 私は逆に、このサンプルは公表してもいいような感じがします。ただ、例えば、実際に暴力行為などがあった場合、「AとBが殴り合った」などという記載が入ると、かなり特定できてしまう可能性もあるかと思いますが。

提供理由にあるような「社会全体でいじめ問題を考える契機として再発防止を図る」という理由なら、いじめ白書のようなものを作って対策していくほうがいいのかと思います。

答申案の「公表する時期」に「速やかな公表が望ましい」として、「公表によって、事実と異なるうわさや憶測が広がることが抑制される」と書いてありますが、これがホームページで公表したい理由なのかなと思います。その辺りはいかがでしょうか。

(所管課) 公表の前には当然、意向確認は行います。

我々として一番恐れているのは、情報が正確に伝わらず、インターネットやメディアに伝わって独り歩きしてしまうことです。関係者に説明したということは、ある程度公表に近い段階になるので、やはりそこは計画的にやっていかないと、正しくない情報が拡散してしまう恐れがあります。そうであれば、速やかに公表したほうが望ましいということで書かれているものだと考えております。

(加島委員) 公表するメインの目的は答申案の「公表の時期」に記載の抑制効果や、今おっしゃった「誤った情報が拡散しないようにしたい」という理由で、ホームページで公表したいということですか。提供理由でそこをもう少し強調して書いたほうがいいのではないのでしょうか。正しい情報が全く入らず、全く関係ない人たちから情報がマスコミを通じてど

んどん流れていく恐れがあるということですよ。

(所管課) 昨年度の件が正にそれでした。我々は当初公表までは考えていませんでした。文部科学省のガイドラインが平成29年3月に変わる前でしたので、公表に関してはここまで書いていませんでした。関係者にしっかり提供することで次に進めようと思ったところ、後手後手に回ったのと同時に、正しい情報がなかなか伝わりにくい状況に陥ってしまいました。

調査報告書を一部非開示にして公表するよりも、むしろしっかりまとめて分かりやすい文章にして目的に沿うように公表していくということです。公表する際、特定人基準で書くと何があったか分からなくなってしまふことがあるので、公益性を保つために、ある程度の内容を盛り込みます。

(小嶋委員) 例えば、中学校で生徒に対してアンケートを行うとすると、「公表しないから、正直にあったことを答えてくれ」という形で取ると思います。それを事後にこういう形で公表することについては、場合によっては生徒に説明して了解を得る必要があると思います。

今回は審議資料に「被害者側・加害者側それぞれの保護者、児童生徒に説明」と書いてあります。それらの人たちだけではなく、アンケートに協力した生徒に対しても公益性やいじめ防止の観点から、やはり事後に公表することを伝える必要があるかと思えます。どういう形で伝えるかは検討してもらえればと思います。

なお、保護者、児童生徒に説明するということですが、同意までは必要としているのですか。

(所管課) 国のガイドライン上、「同意が必要」とまでは書かれていません。当事者についてはある程度「こういう方向で公表していく」ということで、しっかり説明はします。ただ、内容はいじめ問題専門委員会で確認したものになります。全ての人の同意を取らないと公表しないというわけではないです。内容によっては非常にセンシティブなものも含まれてくる場合もあります。公表に際しての細かな調整に際しては、被害者側について少し柔軟に対応したいと考えています。

(小嶋委員) 特に被害者は、自分が受けた被害を公表されることは心理的な影響が大きい場合もあると思います。「同意は必要ないから」といって公表してしまうことはどうなのかなと思います。

(所管課) 公表の程度については調整させてもらいたいと思います。今のところの答申案では、基本的に全ての事案について簡潔でもいいので公表することが望ましいと書かれています。実際運用していく中で考えていきます。

(小嶋委員) 国のガイドラインでそうなっているのであれば仕方ないかもしれませんが。

(所管課) 答申案の「被害者側の意向確認ないしは同意について」では、被害者側の同意が得られない場合、「いじめの具体的内容に言及しないとしても、いじめの有無及び再発防止策については公表する」と書かれています。このような形での対応になるかと思えます。

(中村委員) この答申案はどちらかというと情報公開の観点から検討されています。当審議会ではむしろ、横浜市が持っている個人情報保護することが原則で、目的外利用や第三者提供は原則としては認められないと思います。

ただ、条例上認められる場合があります。その一つが、「実施機関が公益上特に必要があると認めるとき」です。「公益上特に必要がある」と認められなければ、個人情報は提供してはいけないことになります。

更に第10条第2項で、利用するときでも「保有個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない」とされています。この問題ではないかと思います。

この答申案は、公益性をどのように考えるかを非常によく検討しています。やはり公表する公益性が相当あるのではないかという結論に至っているように思います。

ただ、プロセスが本当に正しかったのかどうかの検証のためには意味があるのかもしれませんが、いじめがあったと認定したときと、なかったと認定したときとでは、公益性の程度がかなり違うのではないかという気がしました。いじめはなかった場合に、全て同じように公表するというのが本当にいいのかなと思います。まだ考え中ですが、疑問がないわけではないです。

(所管課) 実際に、いじめの認定ができないケースは十分考えられます。本人が訴えていても確認できない場合や、確認しようがない場合があります。仮にいじめと認定できない場合でも、被害者側がいじめの重大事態が疑われる状態に陥っているような状況があります。こういった要因が考えられるか、記載できることはあるかと思います。児童生徒側が、学校なのかそれ以外なのか、いろいろな事情によって、いわゆる重大事態に準ずるような事態に陥っているので、重大事態の疑いがあるということで調査をしています。逆に言うと、いじめが原因だったり、家庭環境が原因だったりなど、最近、他の自治体が公表した報告書は非常に踏み込んでいて、発達障害とか、個人の特性まで書いていました。そこまでは書かないと思いますが、いじめだけではない、若しくは、いじめと融合したいろいろな原因があることがあるので、それをしっかり公表することで、公益性という点で意義があるかと考えています。

はっきり「いじめがなかった」というケースがあるかどうかというのはありますが、児童生徒がそういう状況に陥っている原因が必ずあります。いじめだけではない点も多少出てくるかと思います。そういう意味では、少なくとも公表する意義はあるのかなと我々としては考えています。

(中村委員) 個人情報保護を主としながら、公益上特に必要があるときにその個人情報を利用できるとされていますが、データの配慮は必ず必要なのだろうとは思っています。それでもなおかつ公益性があると判断されるかどうかだとは思っています。

(小嶋委員) 答申案では、同意を要件とするまではされていないと書いてあります。

私は文部科学省のガイドラインをホームページで見て印刷してきました。その中で、公表するか否かは「事案の内容や重大性、被害児童生徒、保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断すること」となっています。それで「特段の支障がなければ公表することが望ましい」となっています。

公益性は確かにありますが、やはり被害者、加害者に説明して「こういう形で公表します」という同意は必要なのではないかと私は個人的には思います。あるいは、調査をする前に、公表をすることについては、もしかしたら被害者には特に事前に説明して、同意を求める必要があるのかなと思います。

答申案に書いてあることは、公益性があるのだということを言うために、それに合うようにガイドラインのある部分を引用してきたような感じがします。

(清野委員) 大変難しくても私も悩んでいます。公益性のことは丁寧な説明なので、「そういう部分もあるかな」という気になります。

いじめ調査報告書は公文書なので、情報公開の対象になります。情報開示請求が来た場合、個人識別情報は非開示になっています。

この公表版は、仮に情報開示で請求した場合には、非開示部分を含む調査報告書よりも更に詳しい情報になってしまうのでしょうか。要約することによって、情報の詳しさを説明の仕方が変わってしまうことがあるのでしょうか。情報開示できる範囲は個人識別情報を抜いているので、その範囲で公表する場合には個人情報には基本的には問題ないのだろうという判断です。公表版では情報公開制度で開示されないようなところが分かってしまうのでしょうか。

(所管課) 個人情報を黒塗りすると、何が起こったかが開示された文書から全く分からない場合があります。例えば、暴言を吐かれた場合、とても公表できない暴言の内容が調査報告書に書かれたとします。何と言われたか全て黒塗りになって、何があったかが分からないということが1年前に実際に言われたケースです。公表版では、具体的な言葉ではなく、「不快にするような言葉を発せられた」という形に変えて出しています。行為と、誰から言われたかについては極力配慮はしますが、それを公表しないと関係性が全く分からなくなってしまいます。公表する目的が達せられないことになります。一般人基準では当然分からない形にはなりますが、近い人からすると特定される恐れが多少あるところまでは公表するケースが出てくる可能性があります。

(清野委員) おっしゃる趣旨は分かりました。

情報公開制度だけでなく、いじめの調査報告書は個人情報保護制度でも請求できます。情報公開制度での開示のされ方と、個人情報保護制度での開示のされ方は、同じいじめ調査報告書でも若干違うだろうと思います。情報公開制度は一般人が請求できるということになります。公表版は、内容を要約することで、情報開示請求で開示されない内容まで分かりやすくなる部分があるということですか。

(所管課) そういことです。

(清野委員) 横浜市にも個人情報保護制度、情報公開制度があります。公表版と言えども、当然、保護制度や個人情報保護条例、情報公開条例の保護の網掛けがかかってくるわけです。そこはクリアできるのかという問題があります。

情報公開制度で開示された情報だけでは特定できなかったものが、公表版だと特定できてしまうということが、公表版における個人情報保護条例や情報公開条例との整合性は問題ないのでしょうか。

(所管課) いろいろな情報を掛け合わせることで、個人が特定される恐れがある可能性がどの程度かというぐらいだと思います。しかし、それによって、完全に特定されるころまでは当然出しません。それはしっかり配慮します。それをやってしまうと当然、我々としても教育的配慮の点ではマイナスなので、そこは必ず守るようにします。

いわゆる複数の情報を掛け合わせることで対象者が多少絞られるかどうかという程度のところで、少し調査報告書の開示と公表版の公表の程度が違ってきます。個人情報はずっと保護しますが、その判断かなと思います。

(事務局) 今回審議に諮ったのは、個人情報の目的外の外部提供に当たるということで、第10条の例外規定でできないかということです。

情報公開条例との関係性で言えば、この答申に基づいて教育委員会事務局で公表のガイドラインを作成して公表するのであれば、公益上の必要性があるとして、条例上の例外規定としていいだろうということです。当審議会でそのように判断してもらえれば、以後は情報公開の開示請求があった場合には、公の情報だという判断で同じ範囲が一般的な開示請求でも出ていくことになります。

(花村会長) 現在、いじめの重大事態を10件くらい調査していると聞いています。次に公表する公表版は、審議会としては感知せず、所管課に自由裁量権を与えてしまうということでしょうか。

(所管課) 本日の提案趣旨はそういうことです。考え方としては、その都度審議会でも個別判断する方法もあると思います。

(清野委員) 個人情報保護制度における非常に大きな例外なので、概括的にというのはなかなか難しいです。個別判断できたほうがいいかなという気がします。

(事務局) 速やかに公表する必要がある中で、審議会は月1回の開催で、休みの月もあるため、全ての事案を個別判断するのは難しいかなとも思います。

(所管課) 事案によって、ある程度個人情報に踏み込まないと内容が分からないものがありましたら、事務局と調整の上、個別に諮ることはあると思います。全ての案件を審議していただくとなると、なかなか運用は難しいです。

(小嶋委員) 公表の方法は、いきなり市のホームページに載せるのではなく、段階を踏んで、学校関係者に冊子のような形で出すなど、限定したほうが望ましいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(所管課) 被害者及び関係者に情報を説明する作業が先に入ります。それ

が入らずに公表するのは乱暴なやり方です。制度がどうであろうと、いじめの有無についての内容説明になりますので、調査の段階できちんとコミュニケーションを取ることが前提です。

逆に内容を伝えたことによってその情報が独り歩きする恐れが生じます。そうしたときに、調査の主体側として「どうなのか」と問われた場合に、独り歩きした情報を正しく戻すのは非常に困難です。情報を正しく戻すことが困難になると、教育現場上非常に影響があることは分かっています。やはりきちんと情報を整理した上で関係者に説明して、すぐ公表という形を取らないといけません。ある程度計画的に進める必要があります。それも含めて今回包括的に審議をお願いしたということです。(花村会長) この答申案も非常に悩みながら作ったところがあると思います。所管課でも現実問題として、どういう内容にするのか非常に大変だろうと思います。

ただ、事実関係の認定はそんなに簡単にできるのかなと思います。いろいろな見方もあります。

例えば事実認定ができないときにどのように書くのかは極めて難しいことです。

(所管課) 先ほど私がコミュニケーションの話をしたのはその部分です。やはり何に基づいた調査なのかは伝えなければいけません。法に基づく調査なので、その辺りもしっかり踏まえて伝えていくことは当然しなければなりません。

その上で、あまりそこをかしこまってやりすぎると、真実を語ってくれない場合があります。その状況を見ながらコミュニケーションを取ることが大事です。

何も伝えずにいきなり公表することはあり得ません。根拠についてはしっかり伝えた上で調査し、明らかになった結果を基に公表していきます。

新聞等では、非常に重篤な事件が起こった場合でも、「いじめの認定までには至らなかった」という記事がよくあります。あれは正にそのケースです。調査をしたのですが、第三者委員会といえども調査権限には限界があります。その調査権限の中ででき得る調査をした中で結果を外部に示すということです。第三者委員会の調査結果が公表されることに意義があります。そういう内容を基に再発防止は行っていきますが、警察等ではないので、それぞれの関係者から協力してもらいながら調査します。

(清野委員) 先ほど小嶋委員が「いきなりインターネットに載せるのはどうなのか」と言いました。私もその辺りはどうかと思います。文部科学省は、インターネットで公表するようと言っているのですか。

(所管課) 文部科学省のガイドラインでは「公表することが望ましい」と書かれています。

(清野委員) そうであれば、例えば大学などではインターネットで公表する前に、閲覧場所を示して、プリントしたもので公表してみて、様子を見てからインターネットに公表するようなやり方を取るときもあります。

文部科学省が特に「インターネットで速やかに」と言っているのであれば、そうかなと思いますが、最初からインターネットで公表するというのはどうなのでしょう。特定のところに置いてあることを明示して、6か月なら6か月閲覧というふうにするのでは弱いのでしょうか。

(所管課) 現在の状況から考えると、そういう方法を取ると、非常に手に入りづらいことについての苦情が殺到すると思います。メディアに公表することが一番の目的ではないですが、いじめ重大事態自体はそれ程たくさん起こり得るものではないので、それも踏まえて、重大事態になったということであれば、文部科学省が「公表が望ましい」と出しているので、公表自体は行っていくのが基本かなと思います。あとは方法の話かと思います。

特定の人しかその情報が得られないことになると、そこからまた第三者にその情報が流れるわけです。確認作業ができないので、情報が第三者に正確に伝わっていくのか非常に怖いです。まして子どものいじめに関する事なので、誤った情報の拡散は一番避けなければいけません。そうであれば、しっかり公表版を作って、誰が見ても分かるような形でやりたいと思います。公表前には当然、関係者に説明するなど丁寧に対応して、しっかりやっていったほうがいいのではと思います。

(清野委員) 答申案で「公表版の作成主体について」ということで、いじめ問題専門委員会が調査報告書を作り、公表版は教育委員会事務局が作るか書いています。いじめ問題専門委員会としては、違う主体が公表版を作るかについてどのような考えを持っていますか。

(所管課) その辺りも投げかけてはいました。いじめ問題専門委員会としては、諮問されて、それに対して調査報告書をまとめていくところまでが課せられていて、公表版の作成についてはしっかり切り分けたほうがいいのではないかという意見が大多数でした。

我々としても、公表版を作ってはどうかと考えてはいたところですが、公表するときには行政の責任でいじめ問題専門委員会がまとめた内容を基に公表版を作るという話になっています。

ただ、答申案の「公表版の作成主体について」のなお書きのところ、「作成するとしても、公表前に本委員会に報告し」ということで、「検討に値する」と書いてあります。「検討に値する」という表現をどうするかはいじめ問題専門委員会に投げかけています。我々としては、公表版を作成した場合でもいじめ問題専門委員会に「これでいいのか」ということは諮っていきたいと思います。調査報告書と整合性が取れないと大変なことになってしまうので、確認作業は必ずします。

(加島委員) 答申案に、いじめ問題専門委員会の委員名簿がありますが、この委員会には弁護士なども入っています。公表版について、出すのは行政であったとしても、疑義があればいじめ問題専門委員会が意見を述べるような仕組みをつくるようにということ、個人情報保護審議会としても附帯意見としたほうがいいのではないかと思います。

(清野委員) そう思います。必ずいじめ問題専門委員会で承認を受けてもらいたいです。

(花村会長) 公表版についていじめ問題専門委員会に見てもらい、「ここは少し違う」というやりとりもあるのだらうと思います。そうであれば、当審議会でもそういう機会を与えてもらうこと自体はいいのかなとは思いますが。当審議会が月1回の開催ですとその対応は難しいですか。いじめ重大事態ですから、そんなに案件があるわけでもないでしょう。

(所管課) 現在は10件で、実は大分時間が経っているものもあります。年度内に公表しなければいけないものも数件あります。

(花村会長) 以前は公表など考えていなかったけれども、こういう制度になって公表せざるを得なくなったからという趣旨ですか。たまってしまったということですか。

(所管課) それもあります。あとは、調査自体がなかなか難しいので、遅れています。

重大事態の調査でも、全てをいじめ問題専門委員会が調査しているわけではありません。学校が主体になって調査している報告書もあります。そこに外部の専門家に入ってもらっているものもあり、そちらのほうが多いです。その内容をいじめ問題専門委員会に見てもらいながら、公表版についても我々で情報を事前にもらって作って委員会に諮れば、実際に内容を決めながら公表版を確認してもらえます。セットで議論ができます。教育委員会事務局としては当然、その後内部でそれを出していくかどうか確認する教育委員会会議がありますが、その時間は多少かかりますが、最小限の時間で抑えられます。

逆にその時間を調査に充てて、しっかりした調査報告書を作ることも含めて調整したいと思います。

(清野委員) その二者の連携が十分に取れて効率よく運営できるように、制度的にきちんと作っておかないと、後々まで責任の所在などの問題が生じてきそうだと危惧します。

(所管課) このような答申案を踏まえ、最終的に内容は教育委員会会議で決定します。これを踏まえてこのプロセスでということで、いじめ問題専門委員会が運用していくことをベースに諮りたいと思います。

(糠塚委員) インターネット上に匿名で個人情報が出たときに、「この人はこういう人だ」と見つけ出して、人前にさらすことによって個別に制裁を加えるような事案をよく見かけます。そういうようなものに結び付いてしまったときにはどういう措置が考えられますか。

(所管課) 結び付かないような公表版にするとは言いようがないです。

事実かどうか分からないけれども、いろいろな個人名が出てしまう現状は確かにあります。加害者側と言われる子たちの名前が出たり、実際はそうでない子も「この人たちがやった」と出てしまうことは確かにありました。そういった情報は見つけ次第削除依頼しています。現実としては削除依頼していくしかありません。どういう形で出したとしても、「横浜市この件については、誰々がやった」といった形で出ていってしまうことはあり得ますが、そうならないように努力するということです。実際は、非常に難しいと考えています。

(土井委員) 「速やかに公表する」というキーワードが出ています。調査をし

て、がっちりしたものが公表されるイメージがありますが、申立てがあつてから公表までどのぐらいかかるイメージですか。

(所管課) まだ1件しか公表していませんが、その1件も非常に重い内容でした。

現在調査している案件は、1年を超えているものが何件かあります。理想は1年以内かと思います。

例えば、事案の発生時が中学校2年の終わりで、中学校3年で卒業してしまうと、その生徒への支援は当然やりますが、調査結果は卒業してから伝える形になってしまいます。目的自体は全容解明と再発防止なので、いいのですが、そうは言っても、申し立てた生徒からすると、全体を調査して分かってくるのが卒業後では、「何をやっているのか」という形になり、教育行政への不信感にもつながります。理想としては1年以内であつて、申立てが卒業直前でなければ、在学中に説明ができます。

(小嶋委員) 速やかに公表するのがいいかどうかです。被害者と加害者に調査結果を説明するのは、もちろん速やかに行う必要があると思います。公表を速やかに行うことが必要であるかどうかです。

例えば、調査が不十分で、知り得なかった事実が後で出てきたりすることもあります。加害者とされていた人が、実はそうではなかった場合に、その生徒の名誉や人権はどう回復されるのかも問題になるかと思います。公表の時期や方法はより慎重に検討したほうがいいと思います。

(所管課) 実際には公表版はいろいろな事情を鑑みて公表時期を調整します。例えば、被害者側の状況が非常に不安定なので、支援との両セットで公表時期はいつがいいかというようなことがあります。

いつから考えて「速やかに」というのはあると思いますが、調査に影響が出てはいけないと思っています。ある程度調査報告がしっかりできて、意向確認してからは速やかにということです。そこまではしっかりやらないといけません。1年にこだわりすぎて調査が中途半端になることだけは絶対避けたいです。

(土井委員) 中途半端な対応はまずいと思います。私も個人的には「速やかに」というところはかなり引っかかりがあります。提供理由で5つくらい挙げられているもののうち、速やかにやる必要がある理由はどれですか。

(花村会長) 提供理由の一つ目は、誤った事実の拡散を防ぐためにはできるだけ真実に近いものを公表したほうがいいという意味ですよね。

(所管課) そうですね。

(花村会長) ただ、小嶋委員がおっしゃるように、拙速な調査に基づいて公表してしまうと大変です。もちろん、そんなことはもう分かっているでしょうし、この答申案もそういう思いで書いているでしょうが。

ただ、我々としては、条例上「特に」公益上必要」となっているところが常に引っかかります。

難しいということであっても、やはり個人情報の観点から報告をきちんとしてもらいたいとは思いますが、皆さんはいかがでしょうか。もちろん慎重にやっていくのだろうとは思いますが、いざ公表となった場合で

も、「これでいいのか」ということを常に考えながら、個人が特定されないようにやるのでしょうか。ですが、糠塚委員がおっしゃったような懸念はどうしても払拭できません。

そうかといって、世間の流れの中では公益性ももちろんあるでしょうから、そのバランスの問題なのですが。小嶋委員、何かいい案はないですか。

(小嶋委員) 難しいです。もう少し検討する必要があると思います。1月9日にスタートするのですか。

(所管課) 承認されれば、具体的に公表する可能性があるのは年明け以降になります。1月9日に必ず公表するとは限りません。実際にまとめてきている調査報告もあります。あとは関係者への説明などの調整で予定が変わることがあります。

(清野委員) 調査報告書は何ページぐらいですか。

(所管課) それ程多くないです。10数ページです。

(清野委員) 事実認定をしているのですよね。

(花村会長) それはそうです。

(所管課) 10ページ以下というのはあまりないのかなと思います。

(事務局) 公表のタイミングの問題があり、事前に諮るの難しいということなので、事後に報告して、何か問題があればそれ以降の公表の仕方
に反映するというのはいかがでしょうか。

(花村会長) 答申案の情報公開の視点と当審議会の個人情報保護の視点とでは、少し違うところがあります。公表していくという世間の流れもあります。今さらこれを公表しないということは難しいかなと私は思います。

取り扱うのは少年の個人情報です。誤った事実認定をされた場合の思いはずっと将来、引きずっていきます。例えば加害者でない人間が共犯関係にいた場合、呼び込むことは少年事件でよくあります。事実認定を極めて慎重にやらないといけないということもあります。

そういうことはもう重々分かった上で公表版を作るのでしょうか。しかし、当審議会としては、事後的でも構わないので、報告を受けて議論はして、何かあれば意見を申し述べたいと思います。そういう形でもよろしいですか。

(小嶋委員) ほかの自治体では公表しているところはあるのですか。

(所管課) 自治体ではまちまちです。川崎市では同様な形で、概要版を公表しています。

(小嶋委員) ホームページではない形ですか。

(所管課) ホームページに載せています。川崎市の例を参考にさせてもらっているところはあります。

ほかの自治体では、調査報告書を丸々黒塗りして載せているところもあります。自治体間ではまだ統一感があまりないです。

(土井委員) ほかの自治体ではどのぐらいが「速やかに」なのでしょうか。

1年くらいで、変なうわさに対する抑制として効くのかどうかということですが。

(所管課) 「1年」と「速やか」は別です。「速やか」というのは、関係者側に「こういう内容でまとまったものを公表していきます」と説明をした後、速やかに公表するという事です。公表内容がまとまってない状態では「速やかに」ではありません。

(土井委員) まとまるまでどのぐらいかかるのですか。

(所管課) 事案によってまちまちです。事実を認めている場合は非常に早いです。センシティブな内容や性に関連する事案などは非常に難儀します。

被害者側の申立てが「本当に事実なのか」ということもあります。確認し切れない内容があるとき、いろいろな情報があればチェックできるということで委員に調査してもらいます。早い事案は1年かからないですが、3か月ということはないと思います。

(小嶋委員) 被害者にも加害者にも保護者にとっても、自分が同意していないことについて市のホームページで公表されることは、一生の傷や重荷になってしまうような気がします。

(花村会長) 仮にいじめ重大事態であったとしても、「公表してもらいたくない」ということで関係者全員の意見が一致していたらどうするのですか。

(所管課) 「関係者」というのは被害者ではなくて、ですか。

(花村会長) 被害者と加害者側です。それでも、「いじめがあるから、公表して社会全体で考えよう」という公益性を優先するのでしょうか。全員が「嫌だ」と言っているときにわざわざそこまで踏み切るのかは、やはり裁量権があるのでしょうか。

(所管課) 実際に公表版を作るときには、内容的には調整をします。何も公表しないというのではないかもしれません。そういう事態があったことだけは公表するかもしれません。

(花村会長) そういう場合もホームページに「こういうことがあった」ということを載せるのですか。

(所管課) 何があったかはともかく、そういう場合には再発防止を載せていくようなイメージかと思います。

(所管課) 「何とかに関するいじめの訴えがあって、いじめとしてそういうものがありました」くらいでまとめられるものがあるかもしれません。

(花村会長) それは内容によるわけですね。難しいですね。関係者が「公表してもらいたくない」というような案件もあるでしょうから、それは分からないような形でやるのでしょうかね。

(糠塚委員) ホームページでの掲載期間は6か月ですか。もっと短くすることはありますか。

(所管課) 6か月ということはいじめ問題専門委員会から提案されている状況です。1年だと長すぎるか、3か月だと見落としてしまうかという程度で、正直、決めの世界だと思います。

(糠塚委員) 閲覧用ファイルはどのぐらいですか。

(所管課) 同じです。

(花村会長) いずれにしても当審議会は、この問題について今後も何らかの形で関与していったほうがいいと思います。そうは言っても、所管課の

いろいろな事情もあるでしょう。1件1件審議案件として出してもらって、審議会で承認するような時間もないでしょうから、現在いじめ重大事態で調査中の案件が10件ぐらいあるということなので、その都度報告してもらい、もし当審議会で「こういう点が問題ある」ということなら意見を述べて修正してもらおう形で、承認を提案したいと思います。委員の皆さんはいいですか。

(清野委員) はい。

(花村会長) 所管課はそれでよろしいですか。

(所管課) その内容で運用させていただきます。

(加島委員) 個人情報審議会からの提案として、いじめ問題専門委員会に、公表版についても協議してもらいたいです。

(所管課) 分かりました。実際の運用を決めていくときには、今いただいた意見も踏まえて決めていきます。

(加島委員) 教育委員会事務局に公表のためのチームというか、専管組織はあるのですか。これはやはり積み重ねだと思います。同じ組織がノウハウを蓄積していき、個人が特定できないような書き方をするのは知恵だと思います。そのようなノウハウをきちんと蓄積してやらないと駄目なのではと思います。事案がたくさん積み上がっていくと、うまく公表できるようになるのかなと思います。

(所管課) いじめ重大事態については人権教育・児童生徒課が全て行っていくので、そういう意味では専門的部署にはなるかと思います。課をまたがって、担当者が変わることはないようにしています。

(花村会長) それでは次の3点の附帯意見付きで承認します。

- 1 公表する場合には、いじめ専門委員会に十分意見を聞く。
- 2 教育委員会事務局の中で専門的な組織をつくる。
- 3 個人情報保護審議会に報告する。

(事務局) 報告は、通常書面ですが、それでよろしいですか。

(花村会長) それで構わないです。

(事務局) 所管課にその都度来てもらい説明してもらいますか。

(花村会長) 事案について、特に必要で、説明を受けたいということであれば、来てもらうこともあるかもしれません。

それでは、案件3を附帯意見付きで承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは附帯意見付きで承認といたします。

本日予定された議事は以上ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、1月31日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

	<p>本日はどうもありがとうございました。 (花村会長) それでは閉会とさせていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。 【閉 会】</p>
資 料 特記事項	<p>1 資料 (1) 第160回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第160回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項 次回は平成30年1月31日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成30年1月31日第161回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡
